

広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進について（通達）

令5.12.15 丁捜一発第174号、丁技企発第1029号、丁支発第133号、警察庁刑事局捜査第一課長、警察庁長官官房技術企画課長、警察庁刑事局捜査支援分析管理官から各管区警察局広域調整担当部長、四国警察支局長、警視庁総務部長、警視庁刑事部長、各道府県警察本部長あて（参考送付先）各管区警察局情報通信部長

（概要）

広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進について、その要領を示し、適正かつ効果的な組織捜査を推進するよう指示したもの。